

「静岡県迷惑行為等防止条例施行規則」の一部改正（案）の概要

※下記の改正案は検討中のため、今後変更する場合があります。

1 改正の理由

本規則は、静岡県迷惑行為等防止条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的としています。

社会情勢の変化に伴い、県民の平穏な生活及び良好な風俗環境を保持するため、本規則第5条で規定する「客待ち等を禁止する地域」について、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

本規則第5条で規定する「客待ち等を禁止する地域」に、藤枝市駅前一丁目及び駅前三丁目を追加することとします。

市区名	地 域
三島市	一番町
沼津市	大手町一丁目、大手町三丁目、大手町五丁目、新宿町及び高島町
静岡市葵区	黒金町、紺屋町、呉服町2丁目、昭和町、鷹匠一丁目、伝馬町、常磐町1丁目、御幸町及び両替町2丁目
<u>藤枝市</u>	<u>駅前一丁目及び駅前三丁目</u>
掛川市	駅前、紺屋町及び肴町
浜松市中央区	旭町、板屋町、海老塚町、鍛冶町、肴町、神明町、砂山町、田町、千歳町、伝馬町、平田町、旅籠町及び連尺町